

岩手県告示第695号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は、すべてその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意を求めるため、次のとおり届出があった。

なお、同条第3項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を平成28年8月30日から同年9月13日まで宮古漁業協同組合に備えておいて縦覧に供する。

平成28年8月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 発起人の住所及び氏名

- (1) 宮古市新川町4番8号 株式会社藤栄商店 代表取締役 藤田 榮一郎
- (2) 宮古市鉾ヶ崎上町4番69号 金沢漁業株式会社 代表取締役 金澤 俊明

2 加入区 宮古加入区

3 義務付保漁船に係る保険料の集収及び払込みの事業を行うべき旨の申出をする漁業協同組合の名称 宮古漁業協同組合